

■資料（根拠法令）

●報告第 1 号～報告第 4 号

○地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1～2 省略

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～5 省略

●議案第 1 1 号

○人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条

1～2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 省略

●議案第 1 2 号

○道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらか

じめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 省略

○四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 人家地帯への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

●議案第13号、議案第14号

○地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

●議案第15号

○地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若

しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 省略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

●議案第16号

○道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱（抜粋）

（工事の実施等）

第11条 道路と鉄道との交差等に要する工事は、当該工事に係る費用負担の額が多い側が実施する。ただし、鉄道側の運転保安上若しくは施設の維持管理上又は道路側の施設の維持管理上これによらないことが必要であることを双方が協議のうえ当該工事に係る費用負担の額の多い側が決定した部分については、この限りではない。

2 前項の工事の設計は、原則として当該工事の完成後当該施設を管理する側が行い、細部についてはその都度協議する。

●議案第19号～議案第21号

○介護保険法（抜粋）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2～3 省略

4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及

び第 12 号を除く。)のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12) 省略

5～11 省略

第 78 条の 4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3～8 省略

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第 115 条の 12

1 省略

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12) 省略

3～7 省略

第 115 条の 14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3～8 省略

●議案第 22 号

○河川法（抜粋）

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と読み替えるものとする。

2 省略

●議案第 23 号

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（抜粋）

（障害者自立支援法の一部改正）

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

目次中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第 1 条中「自立した」を「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」に改め、「給付」の下に「 、地域生活支援事業」を、「支援を」の下に「総合的に」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

●議案第 26 号

○地方自治法（抜粋）

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第 233 条第 5 項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

●議案第 29 号

○公営住宅法（抜粋）

（入居者資格）

第 23 条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（１） その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

（２） 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

●議案第 30 号

○地方自治法（抜粋）

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～11 省略

●議案第 32 号、議案第 33 号

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2

1～2 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 省略

○四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共団体等（事項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することが出来る。

2 省略

●議案第 3 2 号

○四万十町滞在型市民農園条例（抜粋）

（管理運営）

第 4 条 市民農園の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行なわせることができる。

●議案第 3 3 号

○四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（抜粋）

（指定管理者）

第 3 条

1 省略

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3～5 省略